

## 高収益作物次期作支援交付金実施要綱

令和 2 年 4 月 30 日 2 生産第 211 号  
一部改正 令和 2 年 6 月 23 日 2 生産第 522 号  
一部改正 令和 2 年 11 月 13 日 2 生産第 1421 号  
農林水産事務次官依命通知

## 第 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行うものとする。

## 第 2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が 3 戸以上であるものとする。

- 1 協議会（生産局長が別に定める要件を満たす農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。）
- 2 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。（以下「推進事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）
- 3 地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8837 号農林水産省経営局長通知）第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）第 5 の 1 に定める産地協議会をいう。）
- 4 農業協同組合連合会
- 5 農業協同組合
- 6 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 7 農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たす団体をいう。）
- 8 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

## 第 3 事業の概要

事業実施主体は、生産局長が別に定める新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げ減少等の影響を受けたことが認められる高収益作物を、当該影響のあった期間に出荷した農業者を対象に、当該農業者の次期作における直接販売や契約栽培、輸出に向けた販路の転換又は拡大に資する生産体制の強化等の取組に対して交付金を交付するため、次に掲げる支援等を実施する。

- 1 高収益作物次期作支援
- 2 高収益作物次期作支援推進事務

#### 第4 高収益作物次期作支援

- 1 取組実施者（本事業に取り組む農業者をいう。以下同じ。）の要件
  - (1) 令和2年2月以降で生産局長が別に定める期間に生産局長が別に定める高収益作物の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったことがあること。
  - (2) 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向が確認されていること。
- 2 次期作に向けた取組内容及び交付額等
  - (1) 以下の取組類型を基にした生産局長が別に定める取組項目（以下、「取組項目」という。）から2つ以上実施する取組実施者に対し、生産局長が別に定める方法に基づき算定した交付対象面積（以下、「交付対象面積」という。）10アール当たり5万円、条件不利地域として生産局長が別に定める中山間地域等（以下、「中山間地域等」という。）については、交付対象面積10アール当たり5.5万円を交付するものとする。

ただし、高集約型品目（単位面積当たり経営費が著しく高い施設栽培のうち、生産局長が別に定める品目）は交付対象面積10アール当たり80万円又は25万円を交付するものとする。

なお、交付は一ほ場につき1回限りとする。

    - ア 生産・流通コストの削減に資する取組
    - イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組
    - ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
    - エ 作業環境の改善に資する取組
    - オ 事業継続計画の策定の取組
  - (2) (1)の取組実施者のうち、「高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて」（令和2年10月12日付け2生産第1277号生産局長通知）の1の(3)で定める方法により、(1)で算定される交付額が減額となった者又は交付されなくなった者であって、(1)のアからオまでの取組を行うことに伴い、令和2年4月30日から同年10月30日までの間において、農業用の機械、設備若しくは施設の取得等又は資材等の購入等に係る掛かり増し経費（生産局長が別に定める交付額算定の基礎となる経費に限る。）が生じ、又は既に行った発注により同年10月31日以降に交付額算定の基礎となる経費が生じることが確実であると生産局長が認める者に対し、生産局長が別に定める方法に基づき算定した額を交付するものとする。

また、支援の対象となる者の確認は、生産局長が別に定める客観的な方法により行うものとする。
  - (3) 以下の取組類型を基にした取組項目から1つ以上を実施する取組実施者に対し、取組類型ごとに交付対象面積10アール当たり2万円、中山間地域等については、取組類型ごとに交付対象面積10アール当たり2.2万円を交付するものとする。なお、各取組類型に基づく交付は、一ほ場につき1回限りとする。
    - ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備

イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組

- (4) 生産局長が別に定める品目について、厳選出荷の取組（ほ場、茶工場等において高品質なものを厳選して出荷する取組）を実施する取組実施者に対し、生産局長が別に定める方法に基づき確認した作業従事者数及び日数に応じて、1人・1日当たり2,200円を交付するものとする。

## 第5 高収益作物次期作支援推進事務

第4の支援について適切かつ円滑な実施に資するため、事業実施主体が行う業務に対して支援する。

### 1 取組内容

#### (1) 推進・指導

事業実施主体は、取組実施者に対して本事業の実施等に必要な事項の周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

#### (2) 交付事務

事業実施主体は、取組実施者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、取組実施者に対する交付金の交付等を行うものとする。

#### (3) 実施確認

事業実施主体は、交付金の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。

#### (4) その他必要な事項

### 2 交付額

推進事務を実施する事業実施主体に対する国の交付額は、定額とする。

### 3 委託

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

(1) 代表者が定められていること。

(2) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

(3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 4 事業の対象となる経費等

本事業の対象となる経費は、生産局長が別に定める経費の範囲とする。

## 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は令和2年4月30日から令和3年3月31日までとする。

## 第7 成果目標の設定

生産体制の強化、新たな需要開拓等に資する取組が進展することにより、事業実施地区の高収益作物の作付面積が現況面積以上となっていることとし、目標年度は令和3年度末とする。

## 第8 交付金の交付

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が本事業を実施するのに必要な経費を事業実施主体に対して交付する。

## 第9 募集方法

- 1 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、生産局長が公募するものとし、その詳細は生産局長が公募要領で定めるものとする。
- 2 追加公募を実施する場合は、生産局長が定める追加公募要領に基づき行うものとする。

## 第10 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業に係る事業実施計画書を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業実施計画書の重要な変更については、1に準じて行うものとする。
- 3 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第11 事業の交付決定及び事業着手

- 1 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとし、その申請は、高収益作物次期作支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け2生産第210号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により地方農政局長等に提出するとともに、交付要綱第5の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第12 指導監督等

## 1 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組実施者の交付対象面積及び取組状況を確認するなど、取組実施者の指導監督を行うものとする。

## 2 交付金の返還等

地方農政局長等は、事業実施主体に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、事業実施主体が事業実施計画に従って適正かつ効率的に事業を実施していないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合又は事業実施主体の重大な過失若しくは悪意が認められる場合についても同様とする。

## 第13 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況等について地方農政局長等に報告するものとする。

## 第14 事業の評価

第4の支援については、生産局長が別に定めるところにより成果目標の達成状況について評価を行う。

## 第15 国と都道府県等の情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。

- 1 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に対して情報提供するものとする。
- 2 地方農政局長等は、第10の3及び第13に基づき事業実施主体から提出された報告内容及び当該事業に係る事業実施主体に対する指導内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 3 地方農政局長等は、第14に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価並びに点検評価及び事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 4 関係都道府県は、必要に応じて事業実施主体が所在する市町村に対して、地方農政局長等から提供された1から3の情報を提供することができるものとする。

## 第16 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。
- 2 第4の2の(4)の取組については、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年2月以降に取組実施者が行うものについて適用する。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
代 表 者 氏 名 印

高収益作物次期作支援交付金交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

## 高収益作物次期作支援交付金実施要領

令和2年4月30日2生産第212号  
一部改正 令和2年6月23日2生産第523号  
一部改正 令和2年11月13日2生産第1438号  
農林水産省生産局長

### 第1 対象となる高収益作物

#### 1 支援対象品目の選定について

高収益作物次期作支援交付金実施要綱（令和2年4月30日付け2生産第211号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の生産局長が定める新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げの減少等の影響を受けたことが認められる高収益作物とは、以下の（1）かつ（2）を満たすものとし、令和2年4月末時点で（1）を満たす高収益作物は野菜、果樹、花き、茶である。

（1）新型コロナウイルス感染症の発生以降令和2年2月から4月までの間に、以下のいずれかを満たす品目

ア 卸売市場での売上げが前年同月比2割以上減少

イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少

ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少

（2）令和2年2月以降に出荷実績のある品目

#### 2 支援対象品目の追加の考え方

令和2年5月以降の支援対象品目の追加は、以下の（1）かつ（2）を満たし、生産局長が新型コロナウイルス感染症の影響度を勘案した上で、公募ごとに定めるものとする。

（1）令和2年5月以降、以下のいずれかを満たす品目

ア 卸売市場での売上げが前年同月比2割以上減少

イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少

ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少

（2）令和2年5月以降に出荷実績のある品目

#### 3 支援対象品目の除外の考え方

1及び2により選定・追加した後、直近月までの期間を通算して、選定・追加時に選択した（1）のアからウに対応する以下のいずれかの項目が前年を上回った場合、当該品目は支援対象から除外する。

（1）卸売市場での売上げ

（2）観光農園の来園者数

（3）輸出額

#### 4 地域特認品目

野菜、花き、果樹、茶に該当しない高収益作物のうち、都道府県知事からの協議に基づき生産局長が特に対象品目とする必要性を認めた品目（以下「地域特認品目」という。）



を追加することができる。

- (1) 追加できる地域特認品目は、薬用作物等の地域特産作物とし、1の(1)かつ(2)に準ずるものであって、当該都道府県知事が特に必要と認めた品目とする。
- (2) 地域特認品目を追加する場合、都道府県知事は、別紙様式第1号により生産局長が別に定める日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して申請を行うものとする。
- (3) 都道府県知事から申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行わなくてはならない。
- (4) (3)の協議を受けた生産局長は、(1)の基準や必要性を確認した上で、地方農政局長等に承認の可否について通知するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(4)による通知に基づき、申請のあった地域特認品目について、承認の可否を都道府県知事に通知するものとする。
- (6) 地域特認品目を追加する都道府県は、その周知について、地方農政局長等と連携の下、主体的に行うものとする。

## 第2 協議会

要綱第2の1の協議会とは、次の1に掲げる要件を満たし、2の承認を得た協議会とする。

### 1 要件

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 構成員に農業者団体及び地方公共団体が含まれていること（ただし、地方農政局長等が特に認める場合はこの限りではない。）。
- (3) 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 2 手続

- (1) 協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。

ア 協議会規約

イ 事務処理規程

ウ 会計処理規程

エ 文書取扱規程

オ 公印取扱規程

カ 内部監査実施規程

- (2) 協議会長は、本事業の協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、別紙様式第2号により承認を申請しなければならない。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。
- (4) 協議会長は、本事業に係る協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第3号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(3)に準ずるものとする。
- (5) 協議会長は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別紙様式第4号により届けなければならない。
- (6) 地方農政局長等は、協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第3に定める交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかつたと認めた場合であつて、(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ生産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

### 3 その他

要綱第2に定める都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会、その他1の要件を満たす既存の協議会を活用して本事業を行おうとする場合は、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、本事業に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

### 第3 農業者の組織する団体

要綱第2の7の農業者の組織する団体とは、事業実施及び会計手続を適切に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体とする。

### 第4 中山間地域等

要綱第4の2の(1)の中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- 4 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- 5 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 6 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- 7 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- 8 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小

## 笠原諸島

- 9 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された特別豪雪地帯
- 10 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く）
- 11 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- 12 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

## 第 5 事業実施の手続等

要綱第 10 の事業の実施手続は以下のとおりとする。

### 1 事業実施計画の策定等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第 5-1 号及び 5-2 号に定める事業実施計画の承認申請書及び事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に生産局長が別に定める公募要領に示す期日までに提出するものとする。なお、令和 2 年 11 月 13 日の本要領改正前の別紙様式第 5-2 号を既に提出している場合は、改正後の別紙様式第 5-2 号を別に定める期日までに提出するものとする。

また、事業実施計画書のうち要綱第 4 に関する事項は、以下を実施した上で策定するものとする。

- ア 事業実施主体は、取組実施申請者（要綱第 4 に取り組む意思のある農業者をいう。以下同じ。）に対し、別紙様式第 6-1 号及び 6-2 号に定める交付金申請書及び取組計画書を提出させるものとする。なお、令和 2 年 11 月 13 日の本要領改正前の別紙様式第 6-2 号の提出を既に受けている場合であって、新たに要綱第 4 の 2 の（2）の支援を受ける場合は、改正後の別紙様式第 6-2 号の 7 を追加で提出させるものとする。

また、取組実施申請者は、高収益作物次期作支援交付金の交付金申請に当たって、次の事項を誓約するものとする。

#### (ア) 高収益作物次期作支援交付金の交付申請に関する誓約事項

- a 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入すること、又は、加入を検討すること。
- b 本事業に関する報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じること。
- c 交付金申請書等の交付関係書類や取組を実施したことが確認できる資材の購入伝票、作業日誌等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から 5 年間保管し、事業実施主体や地方農政局長等からの求めがあった場合には提出すること。
- d 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存がないこと。

- (a) 交付金申請書、取組計画書及びその他の提出書類において虚偽の内容を申請

したことが判明した場合

(b) 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

(c) 取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていないこと、次期作となる高収益作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売していないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

イ 事業実施主体は、アの取組計画書について、要綱第4の1の交付要件を満たすことを確認し、内容が適切である場合は採択し、取組実施者（要綱第4に取り組む農業者をいう。以下同じ。）として採択された旨を当該申請者に通知するものとする。なお、内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

(2) 要綱第10の2の事業実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。なお、事業実施主体は、当該変更が適切に行われるよう、取組実施者に対し適切な指導等を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 交付金の増又は3割を超える減

## 2 取組実施者への概算払の手続

事業実施主体は、必要に応じて取組実施者に概算払ができるものとし、概算払を行う際は、以下の手続を実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、概算払を受けようとする取組実施者から別紙様式第7号の提出を受けるものとする。

(2) 事業実施主体は、提出を受けた別紙様式第7号の内容を確認し、適正であると認められた場合には、取組実施者への交付予定額の範囲内で、当該取組実施者に交付金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

## 3 事業実績の報告

事業実施主体は、高収益作物次期作支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け2生産第210号農林水産事務次官依命通知。）第15に定める実績報告書の要綱第4の事業に関する事項の作成にあたり、以下を実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、取組実施者に対し、別紙様式第8-1号及び別紙様式第8-2号に定める取組実績報告書を提出させるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の取組実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたことを確認した上で、取組実施者に対して交付額を通知し、交付金を交付するものとする。

## 第6 業務方法書

事業実施主体は、取組実施者への円滑な交付を行うために必要な場合は、交付方法等を規定した業務方法書を定めることができるものとする。この場合、取組実施者は当該業務方法書の規定に基づき手続を行うものとする。

業務方法書を定めた場合には、地方農政局長等に当該業務方法書を提出するものとする。

る。

## 第7 交付金の返還

### 1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた取組実施者が、交付金の交付要件を満たさない事が判明した場合には、次に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積、作業従事者数及び日数並びに経費に相当する額の返還を求めるものとする。
- (2) 面積、作業従事者数及び日数並びに経費の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰さない事情により、取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

### 2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、取組実施者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該取組実施者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるものとする。
- (2) (1) により交付金の返還があった場合は、事業実施主体は当該返還額を国に返還するものとする。
- (3) 事業実施主体は、1により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3) により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、必要に応じて取組実施者に対し直接交付金の返還を求めることができるものとする。

## 第8 交付額等

要綱第4の2の取組内容、交付額等の考え方は、別紙1-1及び1-2に定めるとおりとする。

なお、国が助成する他の制度と重複する経費は交付対象としない。

## 第9 事業の対象となる経費等

要綱第5の4に定める生産局長が別に定める経費の範囲は別紙2に定めるとおりとする。

## 第10 証拠書類の保管

- 1 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属す

る年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 取組項目を実施したことが確認できる書類

ア 取組項目の実施に要した経費を確認できる書類（資材の購入伝票（日付入り）等の写し）

イ 取組項目の実施に係る機器等を使用したことを確認できる書類（作業日誌等）

ウ 取組項目を実施したことが確認できる資料（作業日誌、写真等）

エ その他取組項目を実施したことを確認できる書類

(2) 交付対象面積算定等の根拠となる書類

ア 農地台帳、共済細目書等の公的資料の写し

イ その他交付対象面積等の根拠となる書類

(3) 要綱第4の2の(2)の交付額算定の基礎となる経費の根拠となる書類

ア 交付額算定の基礎となる経費の納品書、領収書、購入明細書、発注書（予約注文書を含む。）、契約書等

イ その他交付額算定の基礎となる経費が発生したことを確認できる書類

2 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 高収益作物次期作支援の実施に係る書類

ア 取組実施者から提出された書類の写し

イ 取組実施者への指導監督記録の写し

ウ 交付金の取組実施者への配分実績等、事業実施に関する書類

(2) 高収益作物次期作支援推進事務の実施に係る書類

ア 会場借料、旅費、謝金等事業の実施に要した経費の領収書等の写し

イ 契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し

ウ 見積書等の写し（事業の一部を委託した場合）

## 第11 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末までに、別紙様式第9-1号及び9-2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

## 第12 事業の評価

- 1 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その報告を別紙様式第10-1号及び10-2号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局等において事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別紙様式第11号に記入するものとする。

ただし、点検評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 地方農政局長等は、2により評価結果を取りまとめた場合は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するとともに、評価結果について公表するものとする。

なお、公表は別紙様式第11号により行うものとする。

4 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は事業実施主体に対し、目標達成に向けた指導を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。

第 1 要綱第 4 の 2 の ( 1 ) 関係 (ただし書きを除く)

1 取組項目

取組項目は、別表 1 のとおりとする。

2 交付対象面積の算定方法

交付対象となる面積は、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、確認した面積であって以下の全てを満たすものとする。

- (1) 交付対象面積は、同一ほ場において、別表 1 の①から⑧までの取組項目から 2 つを実施する面積とする。
- (2) 同一ほ場において、同じ取組項目を選択することはできない。
- (3) 交付対象面積の基礎となる各取組項目の取組面積は、高収益作物の次期作において取組を実施する面積であり、別表 1 「導入面積の考え方」に基づき算定するものとする。

3 交付額の算定方法

交付額は以下により算定するものとする。

- (1) 2 の交付対象面積に対し、10 アール当たり 5 万円 (中山間地域等については、10 アール当たり 5.5 万円) とし、交付は一ほ場につき 1 回限りとする。
- (2) 交付額は取組実施者ごとに算定するものとし、取組実施者の交付対象面積の合計面積に 1 アール未満の端数があるときには切り捨てにより算定するものとする。

第 2 要綱第 4 の 2 の ( 1 ) のただし書き関係

1 対象品目

要綱第 4 の 2 の ( 1 ) ただし書きの高集約型品目は、新型コロナウイルス感染症の発生により需要が減少する等の影響を受けた、施設 (加温装置 (空調装置) 又はかん水装置が設置されているものをいう。以下同じ。) で栽培される花き、果樹及び野菜のうち、生産局長が別に定める品目とする。なお、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要性があると認めた場合には、以下の手続きにより品目を追加することができる。

- (1) 都道府県知事は、対象品目の追加を求める場合は、別紙様式第 12 号により、生産局長が別に定める日までに地方農政局長等に対して申請を行い、都道府県知事から申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行うものとする。
- (2) (1) の協議を受けた生産局長は、承認の可否を地方農政局長等を経由し都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 品目を追加する都道府県は、その周知について、地方農政局長等との連携の下、主体的に行うものとする。

2 取組項目

対象品目の取組項目は、別表 1 のとおりとする。



### 3 交付対象面積の算定方法

交付対象となる面積は、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、確認した面積であって以下の全てを満たすものとする。

- (1) 交付対象面積は、別表 1 の①から⑦までの取組項目から 2 つを実施する面積とする。
- (2) 交付対象面積の基礎となる各取組項目の取組面積は、対象品目の次期作において取組を実施する面積であり、別表 1「導入面積の考え方」に基づき算定するものとする。

### 4 交付額の算定方法

交付額は以下により算定するものとする。

- (1) 3 の交付対象面積に対し、生産局長が別に定める品目ごとの単価（10 アール当たり 80 万円又は 25 万円）を乗じて算定することとし、交付は一ほ場につき 1 回限りとする。
- (2) 交付額は取組実施者ごとに算定するものとし、取組実施者の交付対象面積の合計面積に 0.1 アール未満の端数があるときには切り捨てにより算定するものとする。

## 第 3 要綱第 4 の 2 の (2) 関係

### 1 交付額算定の基礎となる経費

要綱第 4 の 2 の (2) の生産局長が別に定める交付額算定の基礎となる経費は、別表 1 の取組を実施するために必要な経費であって、下表に掲げる経費とする。

ただし、人件費、土地の取得及び賃借に係る経費を除く。

区分	交付額算定の基礎となる経費
1 農業用の機械、設備又は施設	機械にあつては、新品及び中古品の取得並びにリース・レンタルに要する経費 設備及び施設にあつては、新設又は既存の設備若しくは施設の増設若しくは改修
2 資材等	以下の掛かり増し経費 (1) 新たな資材の購入経費又は新たに行う簡易な土壌・土層改良若しくは土壌分析の経費 (2) 通常使用している資材の使用量の増加分の経費 (3) 新たに地域でまとまって導入に取り組む資材の経費 (4) 新たに地域又は生産者がまとまって行う簡易な土壌・土層改良若しくは土壌分析の経費

### 2 交付額が減額となった取組実施者の交付額の算定方法等

要綱第 4 の 2 の (2) の生産局長が別に定める方法に基づき算定する交付額は、第 1 の 3 及び第 2 の 4 で算定される交付額の合計（以下「当初算定額」という。）から「高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて（令和 2 年 10 月 12 日付け 2 生産第 1277 号生産局長通知）」（以下「運用見直し通知」という。）の 1 の (3) で算定される交付申請金額を差引いた差額（以下「上限額」という。）を上限とし、1 の交付額算定の基礎となる経費の総額と上限額のうち低い方の額とする。

### 3 支援の対象となる者の確認方法

要綱第 4 の 2 の (2) の支援の対象となる者の確認方法は、別紙様式第 6 - 2 号の 7

に添付する納品書、領収書、購入明細書、発注書（予約注文書を含む。）、又は契約書の写し、その他の交付額算定の基礎となる経費が発生したことを確認できるものによるものとする。

#### 4 その他

- (1) 取組実施者ごとに1の交付額算定の基礎となる経費が当初算定額を上回る場合は、運用見直し通知1の(1)の申告書の提出は不要とする。
- (2) 既に取組実施者から、取組計画書及び運用見直し通知による申告書が提出され、当該申告書により申請の取り下げが行われている場合であって、要綱第4の2の(2)に関する申請を行う場合には、運用見直し通知による高収益作物次期作支援交付金の申請の取り下げはなかったものとみなす。
- (3) 2の交付額の算定方法等は、取組実績の報告時においても同様とする。

### 第4 要綱第4の2の(3) 関係

#### 1 取組項目

取組項目は、別表2のとおりとする。

#### 2 交付対象面積の算定方法

交付対象となる面積は、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、高収益作物の次期作において取組を実施する面積であり、別表2の「導入面積の考え方」に基づき算定するものとする。

#### 3 交付額の算定方法

交付額は以下により算定するものとする。

- (1) 2の交付対象面積に対し、取組類型ごとに10アール当たり2万円（中山間地域等については、10アール当たり2.2万円）とし、各取組類型での交付は一ほ場につき1回限りとする。ただし、同一取組類型で複数の取組項目を実施した場合は、その大きい面積を導入面積とする。
- (2) 交付額は取組実施者ごとに算定するものとし、各取組類型の交付対象面積の合計面積に1アール未満の端数があるときには切り捨てるものとする。

#### 4 要綱第4の2の(3)における新品種・新技術導入等に向けた取組における都道府県知事が定める事項

都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、詳細を定める取組（以下、「地域特認取組」という。）は、以下の手続により行うものとする。

- (1) 追加できる地域特認取組は、以下の基準を満たすものとする。

##### ア 都道府県知事が定める新品種の導入

都道府県知事が定めることができる新品種は、当該都道府県が育成した新品種（品種登録後10年以内の品種）、又は都道府県が地域農業の実情を踏まえ重要と位置付けている品種

##### イ 都道府県知事が定める新技術の導入

都道府県知事が定めることができる新技術は、当該都道府県が地域農業の実情を踏まえ重要と位置付けている新技術

- (2) 地域特認取組を追加する場合、都道府県知事は、別紙様式第 13 号により生産局長が別に定める日までに地方農政局長等に対して申請を行うものとする。
- (3) 都道府県知事から申請を受けた地方農政局長等は、(1)の基準や必要性を確認し、承認の可否を都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 地域特認取組を追加する都道府県は、その周知について、地方農政局長等との連携の下、主体的に行うものとする。

(別表 1 : 要綱第 4 の 2 の (1) 関係)

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可）	導入機械の利用面積
	②集出荷経費の削減に資する資材の導入 (大型コンテナ、通い容器等の導入)	利用する品目の作付面積
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③品目・品種等の導入 (栽培技術の転換等)	作付面積
	④肥料・農薬等の導入 (転換に必要な資材導入等)	取組実施面積 (資材の導入面積)
	⑤かん水設備等の導入 (品質向上に必要な機器等の導入)	取組実施面積
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 (作柄安定に資する対策の実施等)	取組実施面積
	⑦被害防止技術の導入 (作柄安定に資する資材等)	取組実施面積 (資材又は機器の導入面積)
エ 作業環境の改善に資する取組	1 労働安全確認事項の実施 (講習会の受講等)	取組実施面積
	⑧ 2 農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入	取組実施面積
オ 事業継続計画の策定の取組	3 事業継続計画の策定等	取組実施面積

(別表2：要綱第4の2の(3)関係)

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結	新規契約面積
	②追加契約の締結	追加契約面積
	③需要開拓による販路の変更	取引成立面積
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入	導入面積
	②都道府県知事が定める新技術の導入	
ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応	取組面積
	②有機農業の認証取得に向けた取組	取組面積
	③GAPの認証取得に向けた取組	取組面積
	④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組	取組面積

(注) 取組類型イに掲げる取組項目については、その取組を実施する取組実施者にとって新たな品種または技術を導入することとする。

## 別紙 1 - 2 (厳選出荷の取組)

要綱第 4 の 2 の (4) に関する対象品目及び交付額の算定方法は以下のとおりとする。

### 1 対象品目

対象品目は、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少した花き、野菜、果樹及び茶のうち、生産局長が別に定める品目とする。なお、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要があると認めた場合には、以下の手続きにより品目を追加することができる。

- (1) 都道府県知事は、対象品目の追加を求める場合は、別紙様式第14号により、生産局長が別に定める日までに地方農政局長等に対して申請を行い、都道府県知事から申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行うものとする。
- (2) (1) の協議を受けた生産局長は、承認の可否を地方農政局長等を経由し都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 品目を追加する都道府県は、その周知について、地方農政局長等との連携の下、主体的に行うものとする。

### 2 交付額の算定方法

交付額は、以下により算定するものとする。

- (1) 産地等の厳選出荷計画や作業日誌等に基づき、作業従事者数及び日数を確認する。
- (2) (1) の人・日に 2,200 円を乗じて算定する。
- (3) 交付額は取組実施者ごとに算定するものとする。

別紙 2 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な確認、調査備品及び機械導入に係る経費</li> <li>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器等の借上経費</li> </ul>	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</li> </ul>	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費</li> <li>・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>・USBメモリ等の低廉な記録媒体</li> <li>・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>

	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
	光熱水費	・事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	・基本料は除く。
	システムの導入・改良費	・申請・交付手続等の事業実施に係るシステム整備に必要な経費。	
旅費	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する確認の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても交付事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。